平成２３年（再ロ）第６号

大阪府守口市寺内町１丁目12番14号

再生債務者　橋本　元秀

1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年３月30日まで

4　一般異議申述期間　平成23年４月４日から平成23年４月18日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号

広島市安佐北区可部町大字上町屋1778番地の12

再生債務者　江島　成信

1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年３月30日まで

4　一般異議申述期間　平成23年４月６日から平成23年４月20日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第９号

和歌山市園部1126番地の27

再生債務者　伊藤　竜之

1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年３月31日まで

4　一般異議申述期間　平成23年４月７日から平成23年４月21日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第６号

宮城県東松島市矢本字上河戸144番地８

再生債務者　内海　　寛

1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成23年１月21日付け変更再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月22日まで

平成23年３月１日　仙台地方裁判所石巻支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１３３号

静岡県静岡市清水区横砂中町15―17

再生債務者　青野賀代子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月１日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１２号

名古屋市千種区光が丘１丁目19番18号

再生債務者　谷口　敏彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月２日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第１７号

高知市横浜1666番地９　サントノーレ横浜303号

再生債務者　和田　憲章

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月３日

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１３号

名古屋市中村区長戸井町３―28　ラ・エスペランサ・プリメーラ205号、住民票上の住所岐阜市河渡２丁目268番地　島川ハイツ105号室

再生債務者　元村　卓巳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月２日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第４号

山口県下関市後田町４丁目22番25―402号　アドバンス21東駅

再生債務者　渡邉　直人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月３日

山口地方裁判所下関支部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１０１１２号

千葉県市原市光風台１―213

再生債務者　村山　佳子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成23年２月25日

東京地方裁判所民事第20部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成23年３月11日　　新潟県教育委員会

1　失効した免許状

免許状の種類　高等学校教諭２級普通免許状（工業）、中学校教諭１級普通免許状（技術）

免許状の番号　昭63高２普第1409号、昭63中１普第1254号

授与年月日　平成元年３月31日

授与権者　埼玉県教育委員会

氏名　長井　武稔

本籍地　新潟県

2　失効年月日　平成23年２月21日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成23年３月11日　　長崎県教育委員会

1　氏名　永吉　直子　本籍地　長崎県

⑴　幼稚園教諭２種免許状

免許状の番号　昭56幼二普第447号

授与年月日　昭和57年３月25日

授与権者　長崎県教育委員会

⑵　小学校教諭１種免許状

免許状の番号　昭56小一普第234号

授与年月日　昭和57年３月25日

授与権者　長崎県教育委員会

⑶　中学校教諭１種免許状（保健体育）

免許状の番号　昭56中一普第266号

授与年月日　昭和57年３月25日

授与権者　長崎県教育委員会

⑷　高等学校教諭１種免許状（保健体育）

免許状の番号　昭56高二普第246号

授与年月日　昭和57年３月25日

授与権者　長崎県教育委員会

⑸　養護学校教諭２種免許状

免許状の番号　昭56養学二普第56号

授与年月日　昭和57年３月25日

授与権者　長崎県教育委員会

2　失効年月日　平成23年２月22日

官公庁公告

会社分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のニチエイの事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年三月十一日

鳥取県米子市中島二丁目三番五号

（甲）株式会社アドバンテージ・コーポレーション

代表取締役　田中　孝和

鳥取県米子市西倉吉町五〇番地

（乙）有限会社米城商社

代表取締役　田中　孝和

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年三月十一日

千葉県山武郡大網白里町みやこ野一丁目一番地一

協同組合大網白里ショッピングセンター

代表理事　山岸　　要